

水田フル活用と米政策の見直し関係

1. 水田活用関係

(1) 飼料用米関係

- 1 飼料用米として多収性専用品種に取り組む場合、種籾をどのように入手すればよいか。また、希望する量は入手できるのか。
- 2 飼料用米の作付に必要な多収性品種の種子が不足することがないように、供給計画を示すべきではないか。
- 3 新たに飼料用米に取り組むにはどのような手続きをすればよいか。また、誰に相談すればよいか。
- 4 飼料用米の取引先・販売先はどのようにして確保すればよいか。
- 5 飼料用米の利用可能量450万tについては、ブロック別の可能量も示すべきではないか。
- 6 配合飼料工場がない県については、流通経費を支援すべきではないか。
- 7 飼料用米の単収が地域の標準単収を150kg以上上回るような先進的な事例は既にあるのか。
- 8 飼料用米の収量が地域の標準単収値を150kg以上下回る場合でも、交付金はもらえるのか。また、これまでの理由書の提出基準である「8割未満」はどのようになるのか。
- 9 主食用米から飼料用米等に作付けを転換するには、農業用機械や産地基幹施設の整備・改修が必要になるので、支援を充実すべきではないか。
- 10 飼料用米等の生産が増加するとコンタミが懸念されないか。
- 11 飼料用米については、主食用品種で取り組む場合、これまでは一括管理方式であったが、数量払いを導入した場合、その取り扱いはどうなるのか。
- 12 飼料用米について、あらかじめ定められた契約数量を出荷する「一括管理方式」で取り組んだ場合も数量払いの対象となるのか。また、その場合の交付単価はどのようになるのか。
- 13 飼料用米の数量払いにおいて、8万円となる標準単収値、10.5万円、5.5万円の支払いになる単収はどのように設定するのか。

- 14 飼料用米の数量払いの農業者への支払いは、1回で行うのか。それとも畑作物の直接支払交付金の数量払と営農継続支払のように2回に分けて支払いを行うのか。
- 15 産地交付金の加工用米の複数年契約、飼料用米の多収性品種の取組等に対する追加配分の時期はいつ頃になるか。
- 16 飼料用米等を多収性専用品種で取り組んだ場合の産地交付金の追加配分とは、具体的にどのようなものか。また、取組に対する面積確認や支払いはどのように行うのか。自家採種した種子を用いた取組も対象となるのか。
- 17 産地交付金の追加払いの対象となる多収性専用品種とは、具体的に何をさすのか。
- 18 飼料用米の数量払いによる助成について、農産物検査機関による数量の確認はどこで行うのか。
- 19 玄米ではなくもみで出荷する場合や高水分の場合に重量の補正等を行うのか。
- 20 数量確認を農産物検査によらず第三者的機関の確認による方法で行ってはいけないのか。
- 21 検査手数料が掛かるとのことだが、誰が負担するのか。また、どのくらいか。
- 22 飼料用米を検査するための簡素な規格を検討しているとのことだが、どのような内容なのか。
- 23 飼料用米の検査は、どこの登録検査機関でも行ってくれるのか。
- 24 飼料用米の検査は、登録検査機関に申し出れば、いつでも行ってもらえるのか。また、検査員に出張してもらって、耕種農家や畜産農家で検査を受けることは可能か。
- 25※ 新たに設定する飼料用米の検査規格は簡素なものと聞いている。主食米の検査は、銘柄検査などもあり難しいため、主食米の検査は行わない飼料用米に特化した専門の農産物検査員になることはできないのか。
- 26 飼料用米の数量払いにあたり、主食用米等から低品位の米穀を寄せ集めて出荷することについての考え方や対応いかん。
- 27 飼料用米を自家使用する場合、これまでは生産数量を自己申告で把握していたが、数量確認をしなければ交付金の交付対象とはならないのか。また、対象となるのであれば最低単価は幾らになるのか。

(2) その他

- 28 水田活用の交付金は5年後廃止ではなく継続するものと考えてよいか。
- 29 地域において作成する「水田フル活用ビジョン」とは、どのようなものか。また、その提出時期はいつか。
- 30 水田フル活用ビジョンの中での3年後の目標設定に関し、目標のレベルはどのようなイメージか。また、目標の達成度合いの評価はどのように行うのか。
- 31 産地交付金の詳細、都道府県別配分額の提示時期はいつか。また、戦略作物に対する上乘せの考え方は現行どおり、生産性向上等に資するものとするのか。
- 32 麦・大豆・飼料作物・WCS用稲の交付単価が現行どおりとなったのはなぜか。(特にWCS用稲)
- 33 飼料用米等の取組が拡大し、大豆・麦の団地化やブロックローテーションに取り組んできた産地が縮小・崩壊してしまわないよう、大豆・麦への支援措置をもっと充実すべきではないか。
- 34 せっかく需要先と結びついた大豆団地が崩れないか。
- 35 備蓄米について、25年産の都道府県別落札数量が、26年産の都道府県別優先枠となると考えてよいか。また、25年度の産地資金同様追加配分があるのか。(1.5万円相当/10a)
- 36 そば、なたねが戦略作物助成から除外されたのは、なぜか。また、産地交付金における追加配分の方法、時期はどうなるのか。
- 37 加工用米の複数年契約(3年)の追加配分とは、具体的にどのようなものか。
- 38 加工用米の複数年契約(3年)の追加配分の対象となる契約は、具体的にどのような要件が必要か。
- 39※ 加工用米の複数年契約について、仮に途中で打ち切った場合は交付金の返還が必要となるのか。
- 40★ 加工用米の複数年契約について、農協が契約主体となる場合において、2年目以降の取組農家を予め決めなくてはいけないのか。途中で取組から抜ける農家が出た場合はどうなるのか。
- 41★ 農地の利用集積等の場合以外には、複数年契約の2年目以降において、代わりの加工用米を出荷した農家に対し、複数年契約についての支援(1.2万円/10aの追加配分)は絶対に出ないということか。(農業者リストの変更は一切できないということか。)

4 2 現行の需給調整の制度においては、生産数量目標の枠内で生産された米（主食用米）を米菓などの加工用途に使用している場合、当該分量について次年度以降に加工用米として認定を受けることができない仕組み（いわゆる「置き換わり」ができない）になっているが、今般の制度改革に合わせて見直すべきではないか。

4 3 生産数量目標の枠外として扱われる酒造好適米に対する支援はないのか。

2. 米政策関係（生産調整・生産数量目標関係）

4 4 国による生産数量目標配分を廃止する時期を、5年後とした理由は何か。米の直接支払交付金が「29年産までの時限措置（30年産から廃止）」と明記していることとの関係いかん。

4 5 生産数量目標の配分をやめれば、国も民間も今以上に大きなコストや労力が必要にならないか。

4 6 「生産調整の廃止」や「生産調整の見直し」など、いろいろな報道がされているが、生産調整の廃止なのか。

4 7 集荷円滑化対策は廃止されることとなるのか。また、廃止となった場合、現在米穀機構にて管理されている資金の後処理の考え方いかん。

4 8 米政策の見直しについて需給調整の実効性の確保をどのように考えているのか。国は今後、生産調整について手を離し、米価の維持には関わらないということか。

4 9 5年後を目途に行政による生産数量目標の配分を見直すとしているが、直接販売のウェイトが大きくなる中で米価はどのようなところに落ち着くと考えているのか。

1. 水田活用関係

(1) 飼料用米関係

1 飼料用米として多収性専用品種に取り組む場合、種粃をどのように入手すればよいか。また、希望する量は入手できるのか。

(答)

- 1 飼料用米の多収性専用品種の種子は、都道府県が需要を把握して供給しているほか、都道府県の供給では不足する分について、(一社)日本草地畜産種子協会において補完的に供給しています。
- 2 今般、飼料用米の多収性専用品種の出組の拡大が想定されることを踏まえ、1月22日の全国会議で都道府県や関係機関と種子の需給状況の調査結果を共有するとともに、不足分の解消に向けて、25年産飼料用米の粃を種子に転用する際の手続き等を整理して説明したところであり、今後とも、都道府県と情報共有を図りつつ、関係機関とも連携し、産地において必要となる種子の安定供給に努めていくつもりです。

2 飼料用米の作付に必要な多収性品種の種子が不足することがないように、供給計画を示すべきではないか。

(答)

- 1 飼料用米の多収性専用品種の種子は、都道府県が需要を把握して供給することが基本と考えています。
- 2 1月22日の全国会議において、26年産及び27年産の飼料用米の出組に必要な種子の需給状況及び種子確保に向けた対応方向をお示したところであり、これをもとに各都道府県において種子の供給計画を検討してください。

3 新たに飼料用米に取り組むにはどのような手続きをすればよいか。また、誰に相談すればよいか。

(答)

- 1 飼料用米に取り組むに当たっては、飼料用米の販売先を確保した上で、生産年の6月30日までに「新規需要米取組計画書」を地方農政局、地域センターへ提出し、審査・認定を受ける必要があります。
- 2 詳細は、地方農政局、地域センターに相談してください。

4 飼料用米の取引先・販売先はどのようにして確保すればよいか。

(答)

- 1 各地域において農家が安心して飼料用米を生産できるよう、国、都道府県、関係団体等が連携し、
 - ① 生産要望のある耕種農家と利用要望のある畜産農家とのマッチング活動
 - ② 配合飼料工場での長期的・計画的な活用のための情報提供等により畜産側の需要との的確な結びつけが図られるよう支援しているところです。
- 2 新たに飼料用米に取り組まれる農業者の方など、需要先の確保に不安のある方は、お近くの地域農業再生協議会または米の集出荷団体にご相談願います。

5 飼料用米の利用可能量450万 tについては、ブロック別の可能量も示すべきではないか。

(答)

- 1 飼料用米の利用可能量の450万トンという数字は、24年度の全国の畜種別の配合飼料生産量に畜種別の配合可能割合（家畜の生理や畜産物に影響を与えることなく給与可能と見込まれる配合割合）を乗じて試算したものです。
- 2 これは、飼料用米の潜在需要が十分にあることを示すものであり、配合飼料原料としての飼料用米はブロックを越えて流通することを踏まえると、ブロック別に示す意味はないものと考えています。

6 配合飼料工場がない県については、流通経費を支援するべきではないか。

(答)

- 1 国内で生産される飼料用米は、①地域内の耕種農家と畜産農家の結びつきによる直接供給（いわゆる地域流通）と、②配合飼料メーカーを通じた全国の畜産農家への流通が行われています。
- 2 このうち、運送経費が嵩まない地域流通については、地域内の耕種農家と畜産農家のマッチング活動を一層推進することとしています。
- 3 一方、配合飼料原料として利用する場合には、主に、地域農協で集荷し、全農県本部、全農を經由して飼料工場へ輸送される、いわゆる全農スキームにより流通していますが、この経費については、全国域又は県域で共同計算されています。
- 4 このため、流通経費そのものを補助することは困難ですが、今回手厚くする水田活用の直接支払交付金による助成のほか、加工・保管施設の整備等への支援により、飼料用米の利用促進を図っていきたいと考えています。

7 飼料用米の単収が地域の標準単収を150kg以上上回るような先進的な事例は既にあるのか。

(答)

県等が行ってきた実証試験のほか、実際に飼料用米を生産している生産者から提出された出荷実績報告においても、標準単収を大幅に上回っている事例が見られるところです。

8 飼料用米の収量が地域の標準単収値を150kg以上下回る場合でも、交付金はもらえるのか。また、これまでの理由書の提出基準である「8割未満」はどのようになるのか。

(答)

- 1 5.5万円/10aの支援となる単収に満たない場合には、収量低下等が生じたと思われる原因や次年度に向けた改善点を記載した理由書の提出を求めるとします。
- 2 これまでと同様、「通常の肥培管理等を行ったこと」が理由書及び作業日誌等から確認されたものに関しては、当年産については交付対象となります。

9 主食用米から飼料用米等に作付けを転換するには、農業用機械や産地基幹施設の整備・改修が必要になるので、支援を充実すべきではないか。

(答)

- 1 主食用米の需要が減少傾向にある中で、飼料用米の増産に対応するためには、米産地の既存の乾燥調製貯蔵施設等の利用集約化を進め、それによって生じる保管余力を飼料用米の保管に活用することに加え、それで不足する施設・機械については、導入を進めていくことが重要です。
- 2 このため、今後、各地域において農家が安心して飼料用米を生産できるよう、
 - ① 25年度補正予算における乾燥調製貯蔵施設の再編合理化に必要な設備や、利用体制の強化に資する機械（粉碎機、飼料保管タンク等）のリース方式による導入支援
（攻めの農業実践産地転換対策：H25補正 350億円の内数
畜産収益力向上緊急支援リース事業：H25補正 70億円の内数）
を行うことに加え、
 - ② 26年度当初予算においても、耕種側における乾燥調製貯蔵施設や、畜産側で必要となる加工・保管施設の整備への支援を引き続き計上
（強い農業づくり交付金：H26概算決定額 234億円）
するなどにより、飼料用米の増産に対応した産地の生産体制の整備を推進していきたいと考えています。
- 3 なお、耕種側における米の保管施設の整備については、単なる米の倉庫は補助対象となっておらず、乾燥調製貯蔵施設又は効率的なバラ出荷を行うための品質向上物流合理化施設のみが補助対象となっていることに留意してください。

10 飼料用米等の生産が増加するとコンタミが懸念されないか。

(答)

- 1 これまで主食用米においても多品種の作付や減農薬の作付が行われており、異品種混入（コンタミ）防止策を実施していますが、飼料用米は、食糧法上、飼料用米以外への使用の禁止や別はいにはい票せんを掲示するなどの明確な区分管理が義務づけられている用途限定米穀であり、特にコンタミや横流れの防止策を実施する必要があります。
- 2 コンタミ防止には、
 - ① 飼料用多収性品種は主食用品種より晩生の品種を選択し、作期分散やほ場の団地化を図る。
 - ② 播種・育苗段階においては、種子や育苗箱の個々の品種名が特定できるようにし、品種の取り違いや他品種の種子の混入がないよう、品質管理を徹底する。
 - ③ 収穫段階においては、品種毎に収穫し、品種の切り替え時にはコンバインの清掃を徹底する。
 - ④ 乾燥・調製段階においては、1系列1日1品種の荷受を遵守するとともに、品種の切り替え時には乾燥調製施設の清掃又は空運転を徹底する。など、様々な防止策を組み合わせることでコンタミのリスク低減を図ることが重要です。
- 3 また、飼料用米の基本的な栽培方法やコンタミ防止対策を記載した「飼料用米栽培マニュアル」を作成・公表していますので、本マニュアルも活用しながら管内の指導の徹底をお願いします。

11 飼料用米については、主食用品種で取り組む場合、これまでは一括管理方式であったが、数量払いを導入した場合、その取り扱いはどうなるのか。

(答)

- 1 25年産米については、捨てづくり防止等の観点から主食用品種では「区分管理方式による出荷」を選択することが認められていませんでしたが、数量払いの導入に伴い、主食用品種においても「区分管理方式による出荷」を選択できることとします。
- 2 なお、主食用品種において区分管理方式による出荷を選択する場合には、新規需要米取組計画書に、飼料用米の生産段階における主食用米の生産との差異の内容（多収に向けて用いる技術や生産資材等又は省力化栽培を行う場合の取組内容（生産性が低いほ場で取り組む場合を含む。))を記載する必要があります。

1 2 飼料用米について、あらかじめ定められた契約数量を出荷する「一括管理方式」で取り組んだ場合も数量払いの対象となるのか。また、その場合の交付単価はどのようになるのか。

(答)

- 1 飼料用米及び米粉用米の数量払いは、飼料用米等を生産したほ場で収穫された全量を出荷する「区分管理方式」のみならず、あらかじめ定めた契約数量等を出荷する「一括管理方式」を選択した場合も対象となります。
- 2 「一括管理方式」の場合の交付単価は、農家等ごとの出荷数量を取組面積で除した単収により設定することを軸に検討を進めているところです。なお、「一括管理方式」を選択した場合の出荷数量は、現行制度と同様、実際の作柄等に応じて契約数量を出来秋に調整することができる仕組みとなります。

1 3 飼料用米の数量払いにおいて、8万円となる標準単収値、10.5万円、5.5万円の支払いになる単収はどのように設定するのか。

(答)

標準単収値は、各農家における主食用米の配分単収（地域の合理的な単収）とします。また、標準単収値から+150kg/10aで10.5万円/10a、-150kg/10aで5.5万円とします。

1 4 飼料用米の数量払いの農業者への支払いは、1回で行うのか。それとも畑作物の直接支払交付金の数量払と営農継続支払のように2回に分けて支払いを行うのか。

(答)

数量報告を行う前であっても、捨てづくりでないことが確認できた場合、5.5万円/10a分を先に支払うことも可能とします。

1 5 産地交付金の加工用米の複数年契約、飼料用米の多収性品種の取組等に対する追加配分の時期はいつ頃になるか。

(答)

追加配分は営農計画書の取りまとめ後行う予定です。

16 飼料用米等を多収性専用品種で取り組んだ場合の産地交付金の追加配分とは、具体的にどのようなものか。また、取組に対する面積確認や支払いはどのように行うのか。自家採種した種子を用いた取組も対象となるのか。

(答)

- 1 飼料用米又は米粉用米について、多収性専用品種で取り組んだ場合、その取組に応じて、当該県に対して10a当たり1.2万円の産地交付金を追加配分するものです。
- 2 追加配分は、営農計画書及び種子の購入伝票をもとに行い、交付は圃場確認等を通じた作付実績により行います。
- 3 なお、自家採種の場合については、多収性専用品種の種子のこれまでの増殖実績を記した様式と、導入当初の種子の購入伝票の写しにより確認を行います。(圃場確認については同様に行います。)

17 産地交付金の追加払いの対象となる多収性専用品種とは、具体的に何をさすのか。

(答)

- 1 多収性専用品種としては、まず、国の委託試験等によって主に主食用以外の用途向けとして育成され、一般的な主食用品種と比べ子実の収量が多いことが確認された以下の20品種がそれに該当します。(26年4月現在)
- 2 このほか、
 - ① 都道府県等の農業試験場等の試験データ等により一般的な主食用品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種であって、かつ、
 - ② 産地品種銘柄に設定されていないか、設定されていても概ね全量が非主食用米として流通している等、当該都道府県内で一般に主食用以外の用途向けとして生産されている全国銘柄以外の品種については、都道府県知事の申請に基づき地方農政局長等が特に認める場合には、多収性専用品種に該当することとなります。

【参考】 1に該当する品種

いわいだわら、きたあおば、北瑞穂、クサノホシ、クサホナミ、タカナリ、たちじょうぶ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、まきみずほ、ミズホチカラ、みなゆたか、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、ゆめさかり

18 飼料用米の数量払いによる助成について、農産物検査機関による数量の確認はどこで行うのか。

(答)

飼料用米の数量確認は農産物検査の枠組みで行います。検査場所としては、稲作農家から実需者に引き渡されるまでの①生産地、②実需者（配合飼料工場、畜産農家）の集荷場所、③両者の中間地点が考えられますが、いずれを設定するかは飼料用米の取引の実態や流通コスト、検査機関の検査体制等を考慮して、効率的な検査となるよう、関係者で話し合いをすることが重要です。

19 玄米ではなくもみで出荷する場合や高水分の場合に重量の補正等を行うのか。

(答)

- 1 交付金の対象となる数量は、玄米での重量とするため、もみで出荷する場合は、もみ重量に0.8の係数を乗じて玄米換算した重量を用いることとします。
- 2 また、水分含有量に係る重量補正は行いません。
- 3 なお、生もみを直接ソフトグレインサイレージ（SGS）に加工・利用する取組などは、数量払いの対象とはならず、所要の確認の上、数量いかににかかわらず8万円/10aとなりますので、ご注意ください。

20 数量確認を農産物検査によらず第三者的機関の確認による方法で行ってはいけないのか。

(答)

高い交付金が支払われる中で、納税者の理解を得るためにも、支払いの根拠となる数量については、客観的な確認が必要であることから、農産物検査機関による数量確認を要件とし、確認申請に係る手数料を負担することについてはご理解願います（生産者側の判断で、数量確認を受けないことも可能ですが、その場合5.5万円/10aの支援となります）。

2 1 検査手数料が掛かるとのことだが、誰が負担するのか。また、どのくらいか。

(答)

- 1 検査手数料は請求者が負担するものであり、請求者が飼料用米を生産する耕種農家の場合は耕種農家に負担していただくこととなります。
- 2 飼料用米の検査手数料は、登録検査機関が決定するものですが、現在の主食用米の検査手数料と同等程度になると考えられます。

2 2 飼料用米を検査するための簡素な規格を検討しているとのことだが、どのような内容なのか。

(答)

飼料用米の検査規格は、飼料用米の生産・流通・利用の実態を反映させたものとし、具体的には以下のような規格を検討しています。

- ・ 検査を行う種類は、「飼料用もみ」、「飼料用玄米」とし、銘柄（産地・品種）は設定しない。
- ・ 形質（外観の見ばえ）による検査は行わない。
- ・ 等級区分は、「合格」、「規格外」とする。
- ・ 水分は、食用と同じ規格とする（もみは「14.5%」、玄米は「15.0%」を最高限度とする（いずれも当分の間1.0%を加算））
- ・ 被害粒は、飼料品質に影響のある「発芽粒」、「病害粒」、「芽くされ粒」に限り、その混入限度は合わせて25%とする
- ・ その他、異物（茎など）や異種穀粒（そば、麦など）の混入限度を設定するなど

2 3 飼料用米の検査は、どこの登録検査機関でも行ってくれるのか。

(答)

- 1 飼料用米の検査は、登録検査機関が設定した検査場所で行います。
- 2 登録検査機関によってはもみの検査を行わず、玄米のみ検査を実施している登録検査機関もあることから、詳細については、あらかじめ登録検査機関にお問い合わせください。

24 飼料用米の検査は、登録検査機関に申し出れば、いつでも行ってもらえるのか。また、検査員に出張してもらって、耕種農家や畜産農家で検査を受けることは可能か。

(答)

- 1 登録検査機関は、自らが設定した検査場所において、生産者等からの受検希望等を調整した上で、検査計画に基づき検査を実施していますので、登録検査機関へ事前にご相談ください。
- 2 また、検査員の出張により検査を行う登録検査機関もありますが、検査の効率性や鑑定条件等を考慮の上、検査場所を設定しており、生産者個人の庭先を検査場所に設定することは難しい場合があることをご理解ください。
- 3 このため、地域において近隣の飼料用米を集約する、あらかじめ検査日を調整する等の取り組みが必要となることもあります。いずれにしても、できる限り早めに受検を希望する登録検査機関にご相談してください。

25※ 新たに設定する飼料用米の検査規格は簡素なものと聞いている。主食米の検査は、銘柄検査などもあり難いため、主食米の検査は行わない飼料用米に特化した専門の農産物検査員になることはできないのか。

(答)

- 1 今後、飼料用米の農産物検査のニーズの増加が予想されることから、飼料用米のみの検査を行う農産物検査員を設けることを可能とする農産物検査法施行規則の改正を検討しています。
- 2 併せて、現在、飼料用米のみの検査を行う農産物検査員を育成する方法を検討しているところです。

26 飼料用米の数量払いにあたり、主食用米等から低品位の米穀を寄せ集めて出荷することについての考え方や対応いかん。

(答)

低品位の米穀を寄せ集めて出荷されたものについては、数量払いの対象とはなりません。

なお、需要に応じた米生産の推進に関する要領においても、飼料用米等については、主食用米等から低品位の米穀を寄せ集めて出荷することは禁止しています。生産数量に疑義が生じた場合には、地域センター等及び地域協議会が連携して調査を行う場合があります。

27 飼料用米を自家使用する場合、これまでは生産数量を自己申告で把握していたが、数量確認をしなければ交付金の交付対象とはならないのか。また、対象となるのであれば最低単価は幾らになるのか。

(答)

- 1 数量に応じた支払いの対象となるには、農産物検査機関による数量確認が必要です。
- 2 自家利用等で確認の手間を省く場合は、捨てづくりがないかどうかを確認の上、最低単価（5.5万円/10a）を交付します。

(2) その他

28 水田活用の直接支払い交付金は5年後廃止ではなく継続するものと考えてよいか。

(答)

- 1 現在の水田活用の直接支払交付金は、それ以前の転作助成金とは異なり、食料自給率・自給力の向上を目的として、生産数量目標の達成いかににかかわらず支援を行っているものです。
- 2 5年後に生産数量目標の配分がどのようになろうとも、それにリンクして廃止されるような性格の交付金ではありません。

29 地域において作成する「水田フル活用ビジョン」とは、どのようなものか。また、その提出時期はいつか。

(答)

- 1 水田フル活用ビジョンとは、現行の産地資金の活用計画書を充実させ、「地域の作物振興の設計図」として、都道府県及び地域段階で作成するものです。
概ね3～5年間の取組方針（作物の現状、取組方針、作付予定面積、生産拡大に向けて導入する新しい技術、活用施策等及び産地交付金の活用方法の明細等）を記載することとなります。
ビジョンの策定は産地交付金の交付要件としています。なお、既存の水田農業ビジョンの内容を水田フル活用ビジョンに活かしてもかまいません。
- 2 ビジョンは、5月末までに県を通じて国に提出し、公表していただくこととしています。

30 水田フル活用ビジョンの中での3年後の目標設定に関し、目標のレベルはどのようなイメージか。また、目標の達成度合いの評価はどのように行うのか。

(答)

3年後の目標については取組面積、生産量等の客観的な目標を設定していただくこととしています。

また、目標の達成度合いについては、現状から目標に向かって産地化がどれだけ図られたのかという視点で行います。

31 産地交付金の詳細、都道府県別配分額の提示時期はいつか。また、戦略作物に対する上乗せの考え方は現行どおり、生産性向上等に資するものとするのか。

(答)

1 産地交付金の内容については、昨年末からの説明会等で説明しているところです。都道府県別配分額（追加払いを除く）の内報は、昨年12月26日に各都道府県にお知らせしたところです。

2 戦略作物に対する上乗せの考え方は現行どおりであり、団地化や担い手への加算など生産性向上等の取組に対する助成であることです。

32 麦・大豆・飼料作物・WCS用稲の交付単価が現行どおりとなったのはなぜか。
(特にWCS用稲)

(答)

1 単価については、現行どおりのままと考えているところです。飼料用米、米粉用米については、数量払いの仕組みに変えたところですが、平均的な交付単価（8万円/10a）はこれまでと同様です。

2 なお、WCSについては、穀粒を収穫するものではなく、また、ロールの仕立て（密度、水分等）によって重量が変わることから数量払いには適さないと判断し、現行の面積払いを維持することとしたところです。

33 飼料用米等の取組が拡大し、大豆・麦の団地化やブロックローテーションに取り組んできた産地が縮小・崩壊してしまうことがないように、大豆・麦への支援措置をもっと充実すべきではないか。

(答)

- 1 我が国の食料自給率・自給力の向上を図るためには、飼料用米のみならず大豆・麦等の戦略作物についても引き続き、生産拡大と生産性の向上を推進し、水田のフル活用を推進していくことが重要と考えています。
飼料用米については、主食用米の需要量が減少傾向にあり、また、排水条件等から大豆・麦の生産拡大が難しい地域もある中で、国内における潜在的需要等を踏まえ、その取組を後押しするものであり、これまで大豆・麦の団地化等を推進してきた産地においては、引き続き大豆・麦に取り組んでいただきたいと考えています。
- 2 大豆・麦生産に対する支援措置としては、
 - ① これまでと同様に、経営所得安定対策により、大豆・麦の生産者の経営安定を図り、単収・品質の向上を促すとともに、
 - ② 水田活用の直接支払交付金により、大豆・麦等の戦略作物の本作化を推進し、
 - ③ 産地交付金により、「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、大豆・麦を含む産地づくりに向けた助成を充実（26年度においては、産地戦略枠の創設等により、平成25年度に比べて264億円（H25：539億円→H26：804億円）を増額。）することとしています。
- 3 さらに、大豆・麦生産の効率化や高付加価値化を実現する産地体制の構築のため、
 - ① 平成25年度補正予算において、効率的機械利用体系の構築や乾燥調製施設等の再編合理化を支援するとともに【攻めの農業実践緊急対策 350億円の内数】、
 - ② 平成26年度予算において、実需者・生産者等が一体となって行う、新品種・新技術や単収・品質向上技術の導入実証等の実施や、農業機械のリース導入について支援【新品種・新技術活用型産地育成支援事業 7億円 等】することとしており、これらを通じて大豆・麦の生産振興を総合的に図ってまいります。

34 せっかく需要先と結びついた大豆団地が崩れないか。

(答)

- 1 国産大豆を振興する上では、実需者ニーズに応じた品質の高い大豆を供給し、需要を拡大していくことが必要であり、産地と実需者との結び付きによる生産体制の確保は重要であると考えています。
- 2 このため、問32の回答にあるとおり、産地が、「水田フル活用ビジョン」に基づき行う団地化等の生産体制の構築に向けた取組や生産性の向上、高付加価値化に向けた努力を引き続き支援してまいります。

35 備蓄米について、25年産の都道府県別落札数量が、26年産の都道府県別優先枠となると考えてよいか。また、25年度の産地資金同様追加配分があるのか。(1.5万円相当/10a)

(答)

- 1 26年産備蓄米の優先枠は、25年産の各県の落札実績数量18万3千トンを基に設定し、各道県に通知するとともに、各地方農政局等にも連絡済みです。(25年12月4日)
- 2 産地交付金については、備蓄米の円滑な確保に向け、平成26年産備蓄米の買入入札において、落札を行った都道府県に対して、7,500円/10a相当の産地交付金を追加配分することとしています。(※ 平成23年度に県別優先枠として配分した6万トン分については対象外です)

36 そば、なたねが戦略作物助成から除外されたのは、なぜか。また、産地交付金における追加配分の方法、時期はどうか。

(答)

- 1 地域や農家ごとの取組に差が大きいことから全国一律で戦略作物として助成することを改め、産地交付金に移行することで、産地における創意工夫を活かした需要に応じた生産を推進することとしたところです。
- 2 追加配分については、営農計画書の取りまとめ後、都道府県へ追加配分を行います。
なお、配分額と実績に大きな乖離がある場合、次年度配分の際に調整することもあります。

37 加工用米の複数年契約(3年)の追加配分とは、具体的にどのようなものか。

(答)

加工用米の需要者と生産者等との間で、一定の要件を満たす出荷販売契約を締結した場合に、当該契約期間中の取組の継続状況に応じて、当該県に対して10a当たり1.2万円の産地交付金を追加配分するものです。

38 加工用米の複数年契約（3年）の追加配分の対象となる契約は、具体的にどのような要件が必要か。

（答）

- 1 加工用米の複数年契約の具体的な要件は、契約期間については、平成26年から28年までの期間を含む3年間以上とし、3年間の契約数量が維持又は増加するものとしています。
- 2 また、契約書の内容については、
 - ① 各年産米の「契約数量」及び「契約価格」
 - ② 契約不履行に対する「違約条項」が記載されていることとしています。
- 3 このうち「契約数量」については、過去の加工用米取組実績数量を超えた数量のみではなく、3年契約を締結した全量が追加配分の対象となります。また、「契約価格」については、具体的な価格が記載されている場合のほか、契約価格の設定方法が明示されている場合などが対象となります。
- 4 なお、JA等生産者団体が農業者をとりまとめて契約する場合には、生産者は3年間固定である必要はありません（年によって生産者が異なっても構いません）が、当初の契約時に予め3年分の生産者を決めておく必要があり、2年目、3年目に生産者リストを更新することは原則認めません。

39※ 加工用米の複数年契約について、仮に途中で打ち切った場合は交付金の返還が必要となるのか。

（答）

加工用米に係る複数年契約の取組に関し、契約が途中で打ち切られた場合は、原則として、当年産の産地交付金は交付しないこととするほか、契約の途中解約の理由等によっては、当該複数年契約に係る前年又は前々年分の取組に関して産地交付金の交付を受けた者に対し、当該交付分の返還を求めるものとします。

40★ 加工用米の複数年契約について、農協が契約主体となる場合において、2年目以降の取組農家を予め決めなくてはいけないのか。途中で取組から抜ける農家が出た場合はどうなるのか。

(答)

- 1 野菜等、他の農産物については、従来より、産地づくりや販売力の強化等の観点から、出荷の際のルールが農協の部会等の場で決定されているところであり、米についても、同様の取組が広がっていくことが望ましいと考えているところです。
- 2 加工用米の複数年契約に対する支援（1.2万円/10aの追加配分）については、農家に対して直接支援が行われる仕組みであり、個々の農家にも「複数年に渡る約束をしている」ということについて高い意識を持っていただくことが必要です。
- 3 このような中で、農協においては、需要者との契約を確実に履行する観点から、この複数年契約の取組から2年目以降に抜ける農家が万が一出た場合の対応方法について、予め検討していただくことが望ましいと考えます。
- 4 なお、そのような事態が発生した場合に、代替りの加工用米を出荷した農家に対しては、加工用米についての単年度の支援（2万円/10a）が行われることとなり、また、農地の利用集積や相続等により経営権が移転し、当該経営を引き継いだ農家が当初のとおりのおりの出荷の約束を引き継いだ場合には、複数年契約の支援（1.2万円/10aの追加配分）の対象から除外されるものではありません。

41★ 農地の利用集積等の場合以外には、複数年契約の2年目以降において、代替りの加工用米を出荷した農家に対し、複数年契約についての支援（1.2万円/10aの追加配分）は絶対に出ないということか。（農業者リストの変更は一切できないということか。）

(答)

- 1 農地の利用集積等の場合以外に、具体的にどのような場合において、複数年契約についての支援（1.2万円/10aの追加配分）が継続されるかについては、最寄りの地域センター、地方農政局又は農林水産省穀物課にご相談ください。
- 2 なお、「他の売り先を見つけた」、「収益性のより高い作物に変更することとした」等の理由によって、複数年契約の取組から途中で抜ける農家が出てくることのないよう、そのような事態が万が一発生した場合の対応方法についても、併せて検討していただきたいと考えています。

4 2 現行の需給調整の制度においては、生産数量目標の枠内で生産された米（主食用米）を米菓などの加工用途に使用している場合、当該分量について次年度以降に加工用米として認定を受けることができない仕組み（いわゆる「置き換わり」ができない）になっているが、今般の制度改革に合わせて見直すべきではないか。

（答）

- 1 全国の生産数量目標は、「米の全生産量」から「生産数量目標の枠外で生産された米の生産量」を控除した数量を用いて設定し、各都道府県に配分しているところです。
- 2 したがって、現在、生産数量目標の枠内で生産されている加工用途の米を、生産数量目標の枠外で生産することとした場合、その相当量を当該地域の生産数量目標から控除する必要が生じるなど現場に混乱を招くこととなるため、慎重な検討が必要と考えています。
- 3 なお、現行制度において、加工用米がいわゆる「置き換わり」に当たるかどうかについては地域センター等において確認することとしており、個別の事例については最寄りの地域センター等にご相談下さい。

4 3 生産数量目標の枠外として扱われる酒造好適米に対する支援はないのか。

（答）

- 1 生産数量目標の枠外として扱われる酒造好適米については、米の直接支払交付金の対象とはなりません。
- 2 ただし、産地交付金の対象とすることは可能であるため、各地域の判断により、必要に応じて水田フル活用ビジョンに位置づけ産地交付金を活用することについてご検討ください。

2. 米政策関係（生産調整・生産数量目標関係）

4 4 国による生産数量目標配分を廃止する時期を、5年後とした理由は何か。米の直接支払交付金が「29年産までの時限措置（30年産から廃止）」と明記していることとの関係いかん。

（答）

- 1 生産者や集荷業者・団体が主体的な経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米生産に取り組んでもらうためには、行政による生産数量目標の配分に頼らない状況を早期に実現していく必要があります。
- 2 しかしながら、米は1年1作であり、需要に応じた生産の定着状況をみながら進めていく必要があるため、「5年後を目途」という時期的なイメージを示しています。

4 5 生産数量目標の配分をやめれば、国も民間も今以上に大きなコストや労力が必要にならないか。

（答）

- 1 生産調整は既に実質的には選択制となっているが、今後の水田農業の発展のためには、生産・販売に関与しない行政が米の生産量を決めるのではなく、米の販売を行う生産者、集荷業者・団体が主体的な経営判断や販売戦略に基づき、消費者が求める需要に応じた生産を行える環境を更に整えていく必要があります。
- 2 この結果、生産者、集荷業者・団体においては、これまで以上に、誰に、どのような米を、どのくらい生産・販売していくのか考えていただく必要があると考えられますが、こうした取組を通じて消費者が求める米の生産が拡大し、農業経営の発展にも資するものと考えています。

4 6 「生産調整の廃止」や「生産調整の見直し」など、いろいろな報道がされているが、生産調整の廃止なのか。

(答)

- 1 生産調整の見直しにより「需要以上の生産が行われ、米が余るようになってもかまわない」ということは政策としてあり得ず、政策的にも需要に応じた生産を促していくことは当然必要であると考えています。
- 2 今回の米政策の見直しにおいては、
 - ① これまでは行政が生産数量目標の配分を行ってきたところですが、
 - ② 5年後を目途に、行政による配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者、団体が中心となって、円滑に需要に応じた生産が行われる状況になるよう、各般の環境整備を進めることとしています。
- 3 そうした観点から、これまで「生産調整の見直し」という説明を行ってきたところです。

4 7 集荷円滑化対策は廃止されることとなるのか。また、廃止となった場合、現在米穀機構にて管理されている資金の後処理の考え方いかん。

(答)

- 1 集荷円滑化対策については、その運用に当たり、地域で作況101でも農家段階での収量は多様であることや、販売ができる可能性があるのに出来秋に豊作分を一律に隔離することの問題があり、22年より休止しているところです。
- 2 なお、基金の残額については、米穀機構において販売の見込みが立たなくなった主食用米を需要が期待できる加工用、飼料用等に販売することが検討されていると承知しており、こうした取組にも活用されるものと考えています。

48 米政策の見直しについて需給調整の実効性確保をどのように考えているのか。国は今後、生産調整について手を離し、米価の維持には関わらないということか。

(答)

- 1 我が国の貴重な生産装置である水田を有効活用し、需要に見合った米生産を行うことができるようにするのが政策の基本です。
- 2 したがって、水田フル活用に取り組み、需要に応じた米生産が定着するよう、
 - ① 水田活用の直接支払交付金を充実し、数量払いの導入など飼料用米等のインセンティブを高めるとともに、
 - ② 産地交付金も充実し、県・市町村段階において作物振興の設計図である「水田フル活用ビジョン」を策定いただき、地域の特性を活かした産地づくりを進める、
 - ③ 主食用米の需要の約3割を占める中食・外食用等のニーズに応じた米の生産や、複数年、播種前などの事前契約等による安定取引の拡大を進める、
 - ④ 国は全体の需給について必要な見通しを明らかにすることに加え、よりきめ細かい県レベルでの販売進捗や在庫情報、価格情報を毎月提供し、産地に対して米の売れ行き等がわかりやすい環境を整え、生産者の主体的経営判断や集荷業者・団体の販売戦略が的確に行われるようにする、
等の環境整備を着実に実施することとし、こうした取組により米の需給と価格の安定を図ることとしています。
- 3 今後、「5年後を目途」という時期的なイメージを関係者が共有しつつ、毎年、需要に応じた生産の定着状況をみながら、5年後を目途に行政による生産数量目標の配分に頼らずとも需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組んでいきます。

49 5年後を目途に行政による生産数量目標の配分を見直すとしているが、直接販売のウェイトが大きくなる中で米価はどのようなところに落ち着くと考えているのか。

(答)

- 1 今回の米の生産調整の見直しにおいては、農業者がマーケットを見ながら自らの経営判断で作物を作れるようにするとともに、需要のある麦、大豆、飼料用米の生産振興を図ることによって農地のフル活用を図り、食料自給率と食料自給力の向上をあわせて図っていくこととしています。
- 2 米の価格については、実際には民間取引により、需給動向等を踏まえて決まることとなりますが、需要に応じた米生産が行われることにより、ロングスパンで見れば、米価の大幅な変動はないものと考えています。